

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………一
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………二

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………六
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………七
- 東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………（同）……………七
- 東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………（同）……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………二
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二
- 建築基準法による道路位置の指定（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二
- 平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、

- 第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五、七の規定により知事が別に定める様式）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………三
- 平成二十一年東京都告示第千二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等）の一部改正……………（同）……………三

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止……………（同）……………三

- 保安林の指定施設要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………三

- 港湾施設の変更（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）……………五

- 港湾施設の供用開始……………（同）……………五

- 公有水面埋立ての免許出願……………（港湾局離島港湾部管理課）……………五

- 規 則（人）…………………………六

- 東京都人事委員会傍聴規則…………………………六

- 規 則（公）…………………………九

- 警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…………………………九

- 規 程（交）…………………………九

- 東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程…………………………九

- 公 告…………………………九

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………一〇

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）……………三

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………三

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

- 正 誤…………………………三

- 平成二十八年三月二十五日付東京都訓令第四号…………………………三

規 則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布

する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二十一の五第五項中「、第四条の二十一の六第四項」を削る。

別表第一中八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 三ふっ化窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
----------	--

別表第一備考中「七の項」を「八の項」に改め、同表付表第六の次に次の一表を加える。

付表第七

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	三ふっ化窒素の製造	排出量算定期間において製造された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふっ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
二	半導体素子等の製造	排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成二十七年以後のその他ガス年度排出量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第五条の二十五に規定するその他ガス年度排出量をいう。）について適用する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十六号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号(三)中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同号(三)に次のように加える。

ク mFOLFOX6及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 一回 一万円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第九百十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 有限会社ビトイン

(二) 代表者氏名 取締役 鍛田 純

- (三) 主たる事務 品川区大井一丁目二十一番二号豊強ビル
所の所在地 ル七〇一号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三一七九号
- (五) 免許年月日 平成二十六年五月二十一日
- 二 処分年月日 平成二十八年十一月十七日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年十二月十五日から平成二十九年一月十三日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第九百十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用される 使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,500
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,300	160,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	77,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(19号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,400	58,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2	41.9	1	35,400	72,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,400	69,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	58,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,600
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	72,200
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	2	42,800	72,600
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,600	73,100
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート(11号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	48,100
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200	47,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,600	37,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	40,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,700	47,100
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	35,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,900	42,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	2	27,900	45,100
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,100	48,200
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,900
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	2	30,100	68,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	68,000
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	41,700

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	43,600
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,700
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(19号棟)	世田谷区八幡山3-6	42.3	1	34,500	62,500
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(2号棟)	世田谷区弦巻5-3	39.0	1	31,000	66,900
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,000
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	27,300	62,000
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	39,200	82,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,100	43,300
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	26,900	57,200
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	3	29,500	53,400
一般都営	中層耐火	堀船三丁目アパート(1号棟)	北区堀船3-16	55.9	1	45,200	67,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(11号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,500	49,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	4	29,600	54,700
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート	北区西ヶ原1-19	36.4	1	28,800	36,300
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(10号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,100	45,400
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,100	45,400
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)	北区上中里2-13	39.0	2	29,700	52,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,700	85,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	1	41,900	72,900
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	3	27,100	40,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,800	46,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	2	27,000	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	37,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	35,500
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート(10号棟)	板橋区志村3-10	51.0	1	39,500	60,400
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)	板橋区徳丸2-23	51.0	1	38,800	70,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(14号棟)	練馬区北町6-14	48.1	1	38,400	79,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(6号棟)	練馬区北町6-6	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,200	72,700
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(3号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,200	98,300
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	59,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,900	49,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	2	18,400	34,600
一般都営	中層耐火	田柄二丁目アパート(2号棟)	練馬区田柄2-44	42.3	1	32,400	62,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	94,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	37,100	63,000
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(5号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,600	74,600
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート(1号棟)	足立区青井2-29	55.9	1	41,700	77,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	70,000
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	2	35,600	61,700
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(5号棟)	足立区島根4-20	59.6	1	44,000	74,500
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,700	75,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(19号棟)	足立区弘道2-13	48.1	1	35,400	62,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,000	37,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(3号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(9号棟)	足立区六木1-5	33.4	1	22,700	35,400
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(7号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	2	28,400	43,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(2号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	41,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	56.8	1	40,700	63,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	41,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (3号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,000	48,200
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	66,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (4号棟)	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,700	67,700
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,300	61,900
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート (13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,600	69,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,900	67,100
一般都営	中層耐火	南小岩四丁目アパート (19号棟)	江戸川区南小岩4-10	55.9	1	43,800	74,800
一般都営	中層耐火	北小岩一丁目アパート (5号棟)	江戸川区北小岩1-14	55.9	1	44,300	77,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート (7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	25,100	38,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,400	77,400
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (1号棟)	八王子市大谷町45	39.0	1	19,000	37,200
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート (1号棟)	立川市羽衣町1-5	48.1	1	28,800	60,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート (20号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	1	39,700	87,100
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート (1号棟)	三鷹市中原4-17	42.3	1	30,000	47,300
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート (2号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	36,000	79,000
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,100	87,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	74,500
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート (1号棟)	調布市上石原1-16	61.3	1	37,900	86,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (2号棟)	調布市下石原1-15	48.1	1	28,800	67,600
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	62.1	1	39,700	96,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (1号棟)	町田市金森7-19	48.1	1	27,600	53,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	60,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	60,300
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート (37号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	36,300	77,900
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート (1号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	72,900
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (2号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,800	33,100
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (3号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	79,500
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (4号棟)	国立市北3-25	36.4	1	18,800	44,200
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート (3号棟)	西東京市緑町3-8	72.7	1	45,800	101,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,700	85,700
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目アパート (30号棟)	西東京市芝久保町5-1	51.0	1	29,100	63,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (48号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (6号棟)	清瀬市竹丘1-7	55.9	1	31,500	63,000
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート (22号棟)	東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,300	60,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	2	31,000	62,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,800

●東京都告示第九百十七号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
大島五丁目アパート(2号棟)	江東区大島五丁目五十三番	高層耐火	七〇戸	三二、五〇〇円	六四、二〇〇円
同右		同右	三〇戸	三七、九〇〇円	七五、〇〇〇円
同右		同右	一〇戸	四四、九〇〇円	八八、九〇〇円
大島五丁目アパート(3号棟)		中層耐火	一五戸	三二、五〇〇円	六四、〇〇〇円
同右		同右	同右	三七、九〇〇円	七四、七〇〇円
同右		同右	五戸	四四、九〇〇円	八八、六〇〇円
同右		同右	同右	五三、六〇〇円	一〇五、六〇〇円
東久留米南町一丁目アパート(3号棟)	東久留米市南町一丁目七番	高層耐火	二二戸	二八、五〇〇円	六五、二〇〇円
同右		同右	同右	三三、三〇〇円	七六、一〇〇円
同右		同右	七戸	三九、一〇〇円	八九、三〇〇円
同右		同右	同右	三九、四〇〇円	九〇、二〇〇円
同右		同右	同右	四七、一〇〇円	一〇七、六〇〇円
東久留米南町一丁目アパート(4号棟)		同右	三三戸	二八、五〇〇円	六二、五〇〇円
同右		同右	三四戸	三三、三〇〇円	七二、九〇〇円
同右		同右	七戸	三九、一〇〇円	八五、六〇〇円
同右		同右	同右	三九、四〇〇円	八六、四〇〇円
同右		同右	同右	四七、一〇〇円	一〇三、一〇〇円

●東京都告示第千九百十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同條例第三條第二項及び第七十一條において準用する同條例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開發住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十二月一日から実施するので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料	
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（9号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
再開發	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,800

●東京都告示第千九百十九号

東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）第三條第二項及び第十一條第二項の規定に基づき、東京都地域特別賃貸住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十二月一日から実施するので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料(月額一戸につき)
東大泉一丁目第3アパート (1号棟)	練馬区東大泉一丁目三番	中層耐火	一八戸	一〇一、八〇〇円
調布柴崎一丁目第2アパート (1号棟)	調布市柴崎一丁目三十一番地	同右	九戸	一〇五、七〇〇円
調布柴崎一丁目第2アパート (2号棟)	同右	同右	一二戸	一〇六、八〇〇円
多摩ニュータウン愛宕団地 (4-40-1号棟)	多摩市愛宕四丁目四十番地	高層耐火	一戸	八六、九〇〇円
<p>●東京都告示第九百二十号 東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)第三條第二項及び第十一條第二項の規定に基づき、 東京都特定公共賃貸住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年十一月三十日 成二十八年十二月一日から実施するので、同条例第三條第二項の規定により告示する。 東京都知事 小池 百合子</p>				
両国シテイコア	墨田区両国二丁目十番	高層耐火	八戸	一〇五、八〇〇円
同右	同右	同右	一戸	一一四、三〇〇円
同右	同右	同右	四戸	一一九、八〇〇円
同右	同右	同右	一〇戸	一四一、一〇〇円
同右	同右	同右	同右	一四二、八〇〇円
同右	同右	同右	二戸	一七一、〇〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	一七一、一〇〇円
同右	同右	同右	二戸	一七一、一〇〇円
町屋五丁目第3アパート (3号棟)	荒川区町屋五丁目九番	同右	七戸	一一九、四〇〇円
同右	同右	同右	一九戸	一一九、五〇〇円
同右	同右	同右	二戸	一一一、九〇〇円
同右	同右	同右	一九戸	一二二、四〇〇円
同右	同右	同右	二戸	一二四、〇〇〇円

大沼町一丁目第3アパート (1号棟)	小平市大沼町一丁目一番	高層耐火	六三・〇六平方メートル	同右	八九、八〇〇円
小川西町五丁目アパート (4号棟)	小平市小川西町五丁目三十九番	中層耐火	六三・一一平方メートル	二戸	八七、九〇〇円
日野大坂上三丁目アパート (10号棟)	日野市大坂上三丁目十一番地の 一	同右	七五・八〇平方メートル	一戸	一〇一、八〇〇円
日野大坂上三丁目アパート (12号棟)	同右	同右	七五・三九平方メートル	同右	一〇一、三〇〇円
日野新町一丁目アパート (6号棟)	日野市新町一丁目十三番地	同右	七一・二三平方メートル	同右	一〇六、一〇〇円
日野新町一丁目アパート (9号棟)	同右	同右	七七・六八平方メートル	同右	一一五、七〇〇円
日野栄町二丁目アパート (2号棟)	日野市栄町二丁目十七番地の 一	同右	七六・一七平方メートル	同右	一〇八、七〇〇円
東村山本町アパート (12号棟)	東村山市本町四丁目七番地	高層耐火	六三・〇一平方メートル	同右	七九、三〇〇円
東村山本町アパート (24号棟)	東村山市本町四丁目九番地	同右	六三・一二平方メートル	同右	七九、五〇〇円
東村山本町アパート (7号棟)	東村山市本町四丁目十一番地	中層耐火	七〇・八四平方メートル	同右	八九、二〇〇円
東村山本町アパート (8号棟)	同右	同右	同右	同右	八九、二〇〇円
東久留米幸町一丁目アパート (3号棟)	東久留米市幸町一丁目十一番	同右	六三・一三平方メートル	同右	八二、三〇〇円
東久留米幸町一丁目アパート (4号棟)	東久留米市幸町一丁目二十番	同右	同右	同右	八二、三〇〇円
東久留米中央町二丁目アパート (2号棟)	東久留米市中央町一丁目五番	同右	六三・〇七平方メートル	同右	八一、二〇〇円
東久留米中央町二丁目アパート (5号棟)	東久留米市中央町二丁目三番	同右	六三・〇八平方メートル	同右	八一、三〇〇円
大門町二丁目アパート (4号棟)	東久留米市大門町二丁目十二番	高層耐火	六二・八二平方メートル	二戸	八四、四〇〇円
大門町二丁目アパート	東久留米市大門町二丁目十番	同右	同右	一戸	八四、四〇〇円

(5号棟)
 多摩ニュータウン愛宕団地
 (3-2-11号棟)
 多摩ニュータウン愛宕団地
 (3-5-11号棟)
 多摩ニュータウン長峰三丁目団地
 (3号棟)

多摩市愛宕三丁目二番地
 多摩市愛宕三丁目五番地
 稲城市長峰三丁目八番地

中層耐火 六八・六一平方メートル 同右
 高層耐火 七三・五〇平方メートル 同右
 同右 八〇・一三平方メートル 同右

八九、三〇〇円
 九五、七〇〇円
 八六、三〇〇円

●東京都告示第九百二十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
豊洲四丁目アパート駐 車場	江東区豊洲四丁目五 番	七七区画
船堀一丁目第2アパー ト駐車場	江戸川区船堀一丁目 三番	六一区画
東久留米南町一丁目ア パート駐車場	東久留米市南町一丁 目七番	一六六区画

●東京都告示第九百二十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三條第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	位 置	区画数
大森西七丁目アパート 駐車場	大田区大森西七丁目 八番	七区画
昭島福島町アパート駐 車場	昭島市福島町千三番 地四	二〇区画

●東京都告示第九百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

取消しに係る 道路の種類	取消年月日	取消しに係る 道路の位置	取消しに係る 道路の延長及 幅員(単位 メートル)
法第四十二條 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十八 年十一月八 日	国立市中一丁 目十四番十二 の一部	延長 二七・三〇 幅員 四・〇〇

取消しに係る 道路の種類	取消年月日	取消しに係る 道路の位置	取消しに係る 道路の延長及 幅員(単位 メートル)
法第四十二條 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十八 年十一月八 日	国立市中一丁 目十四番十二 の一部	延長 二七・三〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第九百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の位置	指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
法第四十二條 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十八 年十月十七 日	小平市小川町 一丁目九百四 十番六及び同 番七の各一部 並びに同番八 及び同番十	延長 二七・五六 幅員 四・〇〇 四・〇一

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の位置	指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
法第四十二條 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十八 年十月十七 日	小平市小川町 一丁目九百四 十番六及び同 番七の各一部 並びに同番八 及び同番十	延長 二七・五六 幅員 四・〇〇 四・〇一

●東京都告示第九百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置
		指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条 平成二十八
 第一項第五号 年十月二十
 の規定による 六日

小平市仲町六 十番の一部、 同番地先及び 六十一番の一 部	延長 五八・〇三 幅員 四・五〇
転回広場面積 二九・二六	

●東京都告示第九百二十六号

平成二十一年東京都告示第九百三十四号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 七の規定により知事が別に定める様式)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

別記第七号様式の二その五中「一般電気事業者からの配電」を「一般送配電事業者の配電路を介して送電された電氣」に改める。

●東京都告示第九百二十七号

平成二十一年東京都告示第九百三十六号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第三条中「八の項」を「九の項」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(三ふっ化窒素の排出量の算定に係る係数等)

第十条 規則別表第一付表第七 一の項の下欄の知事が別に定める係数は、〇・〇一七とする。

2 規則別表第一付表第七 二の項の下欄の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 〇・〇二
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 〇・二〇

三 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 〇・〇三

四 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 〇・三〇

●東京都告示第九百二十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成二十二年東京都条例第二百五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があつたので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 登録番号 三十八
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
都内外削減量
- 三 登録検証機関 ハウスプラス確認検査株式会社
名称
- 四 代表者氏名 代表取締役 川股 孝志
- 五 休止する検証業務の範囲
- (一) 営業所名称 ハウスプラス確認検査株式会社 本社
- (二) 営業所所在地 港区芝五丁目三十三番七号
- (三) 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務

六 休止期間

都内外削減量に係る検証業務
平成二十八年十月十二日から平成二十九年十月十一日まで

●東京都告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市・八王子市・西多摩郡奥多摩町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市

役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第九百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十八年十一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

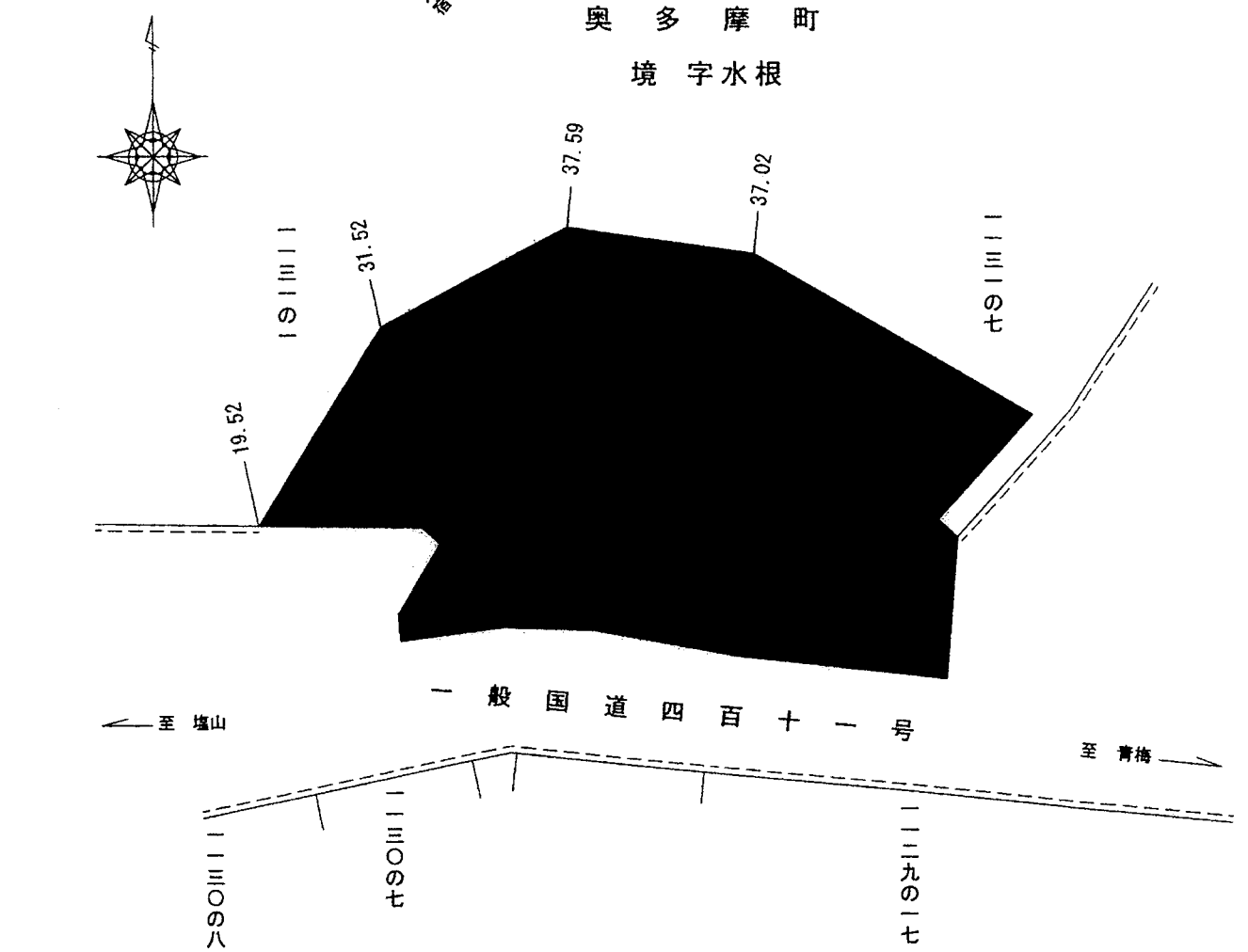
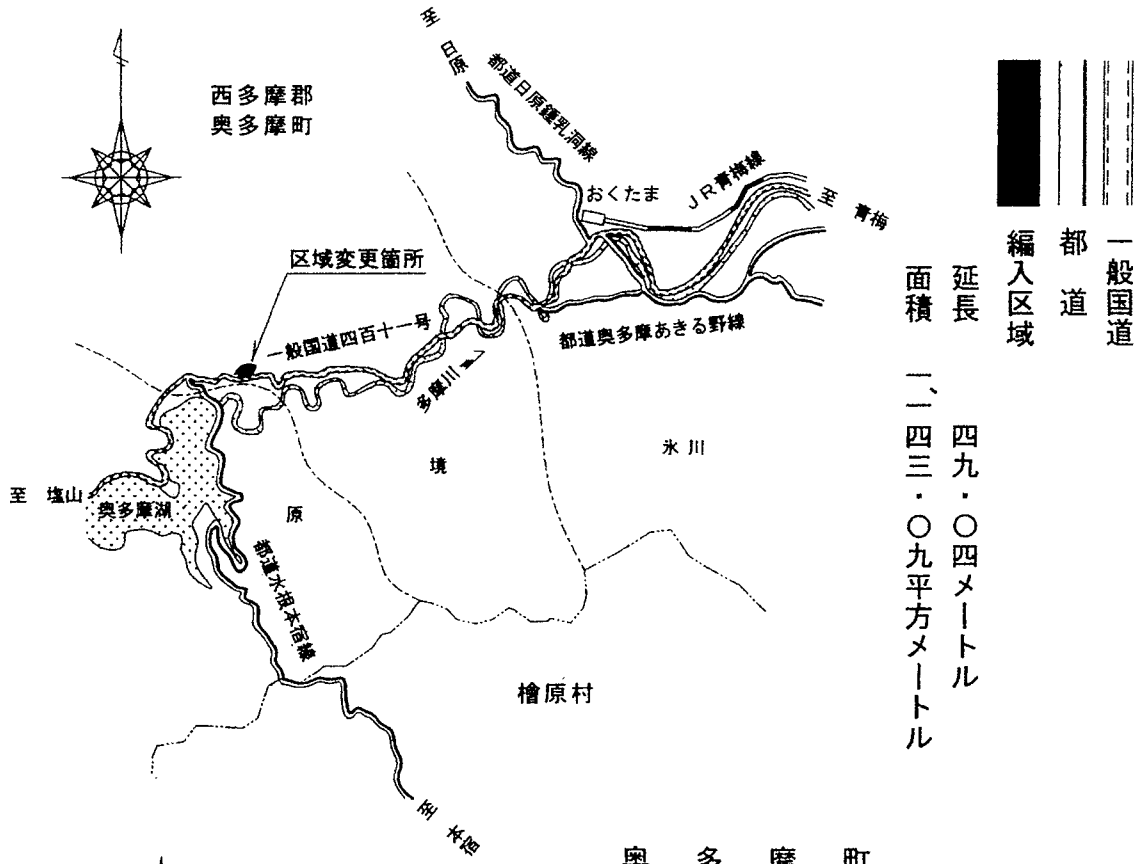
平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 一般国道四百一十一号
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町境字水根千百三十一番七地先から同所千百三十一番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

一般国道四百十一号区域変更略図
西多摩郡奥多摩町境字水根地内



●東京都告示第九百三十一号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年十一月三十日
 東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港湾施設用地	大井ふ頭その二地区	二九一・二八四・〇五九・二八平方メートル	六一一・五五平方メートル	大田区城南島一丁目、同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島四丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	平成二十八年十一月一日

●東京都告示第九百三十二号
 東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年十一月三十日
 東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
港湾	日の出	四二、七	四四、五	港区海岸二	平成二十八年十一月一日

施設用地 三九・五
 区港湾 三平方メートル
 施設用地 七平方メートル
 一丁目 十八年十二月一日

●東京都告示第九百三十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	所在地	開始年月日
野積場	日の出ふ頭野積場	一級	一、七九四・九四平方メートル	港区海岸二丁目七番	平成二十八年十一月一日

●東京都告示第九百三十四号

羽伏漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日

平成二十八年十月十二日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

新島村字檜山地先羽伏漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁港原点) (北緯三四度二三分三秒六九一、東経一三九度一七分〇六秒二八七) から一三〇度〇〇分〇八秒一四六・四七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一二九度〇四分三七秒一七二・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二一九度〇四分三七秒二五・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇九度〇四分三七秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三九度〇四分三七秒五・五〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三〇九度〇四分三七秒二・二一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三九度〇四分三七秒六・四八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇九度〇四分三七秒一九・

七九メートルの地点

(三) 面積

四、〇五〇・七九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

新島村字檜山地先羽伏漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地

点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度二三分三

四秒六九一、東経一三九度一七分〇六秒二

八七)から一二七度一九分一〇秒一一八・

五一メートルの地点

②の地点 ①の地点から一二九度〇四分三七秒一四〇

・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三九度〇四分三七秒二五・〇

〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一二九度〇四分三七秒一一〇

・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二一九度〇四分三七秒一二五

・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三〇九度〇四分三七秒二五〇

(三) 面積

二五、〇八九・六四平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

新島村本村六丁目四番二十四号 東京都大島支庁新島

出張所

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

規則(人)

東京都人事委員会傍聴規則を公布する。

平成二十八年十一月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十四号

東京都人事委員会傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都人事委員会議事規則(昭和二

十六年東京都人事委員会規則第一号)第六条の規定に基

づき、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるも

のとする。

(傍聴手続)

第二条 東京都人事委員会の会議を傍聴しようとする者

(以下「傍聴人」という。)は、東京都人事委員会委員

長(以下「委員長」という。)に傍聴許可申請書(別記

第一号様式)を提出し、傍聴許可書(別記第二号様式)

の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で委員長が認め

るものは、傍聴証(別記第三号様式)の交付を受けて会

議を傍聴することができる。

3 傍聴許可書及び傍聴証(以下「傍聴許可書等」とい

(傍聴定員)

第三条 傍聴人(報道関係者で委員長が認めるものを除

く。)は、二十人をもって定員とする。

(傍聴許可書等の提示)

第四条 傍聴人は、会議の傍聴に当たり、傍聴許可書等を

東京都人事委員会事務局職員(以下「職員」という。)に

提示し、その指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、職員が求めたときは、傍聴許可書等を提示

しなければならない。

(傍聴できない者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴

することができない。

一 刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす

手段となり得る物を携帯している者

二 拡声器、無線機、楽器の類いを携帯している者

三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、

横断幕、傘の類いを携帯している者

四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類

いを着用又は携帯している者

五 録音機、写真機、撮影機の類いを携帯している者。

ただし、第七条の規定により承認を受けた者を除く。

六 酒気を帯びている者

七 前各号に掲げる者を除くほか、会議を妨害すること

を疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第六条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲

げる事項を守らなければならない。

一 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手そ

他の方法により可否を表明しないこと。

二 放歌、談笑、私語、その他騒がしい行為をしないこと。

三 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病氣その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 みだりに傍聴席を離れ、また、所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

六 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

七 委員長又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下「委員長等」という。）の命令及び職員の指示に反する行為をしないこと。

八 前各号に掲げるものを除くほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第七条 傍聴人は、会議において写真を撮影し、録音若しくは録画又は中継放送をしようとするときは、あらかじめ委員長等の承認を受けなければならない。

（傍聴人の退場）

第八条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

一 傍聴人がこの規則に違反し、委員長等が退場を命じたとき。

二 委員長等が非公開の会議であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。

2 前項第一号の規定により退場を命ぜられた者は、当日、

再び会議を傍聴することができない。

（委任）

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

傍聴許可申請書

年東京都人事委員会 会(年 月 日開催)の会議を傍聴したいので、許可を申請します。

年 月 日

東京都人事委員会委員長 殿

住所
氏名

(日本工業規格 A 列 4 番)

第2号様式（第2条関係）

第 号

傍聴許可書

氏名

年東京都人事委員会 会(年 月 日開催)の会議の傍聴を許可します。

年 月 日

東京都人事委員会委員長



(日本工業規格 A 列 4 番)

第3号様式 (第2条関係)

第 号

傍 聴 証

報道機関名
氏 名

年 東京都人事委員会 会
(年 月 日開催)

年 月 日

東京都人事委員会委員長



(日本工業規格 A 列 4 番)

規 則 (公)

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月30日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第12号

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

警視庁司法警察員等の指定に関する規則 (平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「公安部」を「交通部 (交通捜査課に限る。)、公安部」に、「捜査支援分析センター、第一機動捜査隊、第二機動捜査隊及び第三機動捜査隊」を「及び捜査支援分析センター」に改め、同条第3号中「交通課」を「留置管理課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第七十号

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の標準職務遂行能力を定める規程(平成二十八年交通局規程第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部一の項中「知事及び副知事」を「公営企業管理者」に、「各局長として、都政」を「局事業」に改め、同部二の項中「局の代表者として、」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人久留米リカバリーハウス
- 三 代表者の氏名

竹内 浩幸

主たる事務所の所在地

東京都東久留米市本町一丁目十番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、アルコール等依存症(以下「依存症」という)者に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援することを中心とした、広く一般市民を対象として、依存症に関する研修・啓発も行い、わが国の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青少年の居場所 K i i t o s

三 代表者の氏名

平野 眞生

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市富士見町三丁目二十一番地十二 サレジオ オユースセンター内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く十代二十代の青少年を対象として、自分の居場所を求める青少年が安心感を得、自由に過ごせる場として、また仲間や大人と出会い、ひとりでないことを実感できる場としての居場所づくり事業、自分に自信がなく生きづらさを感じている青少年が、自分と向きあい、一歩踏み出すために、一人ひとりに添った継続

的なカウンセリング、相談事業、並びに不登校、ひきこもり、ニート他、問題を抱えた青少年が自立していくための生活習慣の見直し、食習慣の見直し、学習支援、就業支援、各種講習会等の支援事業を行い、青少年が生きることの意味を見出し、自立していくことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 N E W V E R Y

三 代表者の氏名

山本 繁

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田七丁目十三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者と学校の間にある中退を主とした問題、若者と仕事との間にある雇用に関する問題、若者と若者にあるコミュニケーションの問題、その中心に存在する、それぞれの意識や立場でのギャップの橋渡しをし、少しでも解消していくため、若者を中心としてコミュニケーション形成の場を提供し、社会格差等の解消に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 T E A M 挑戦

<p>三 代表者の氏名 後藤 一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目十七番五号 ローレル永田町四一八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、自らがその道のプロであり、人間力の高いリーダーであり、挑戦し続ける事ができる人々が集まり、地域、国、地球の笑顔を増やし、問題解決に迅速に取り組み成果を上げる事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア太平洋未病医学会</p> <p>三 代表者の氏名 伊奈 郊二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目九番六号 十全ビル三〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、生活環境に配慮したライフスタイルの実現を多面的に支援し、心身ともに自立した健康生活を願う人々を対象に、未病改善のためのプログラムの構築及び「医食同源」による食の安全性の研究、「統合医療」の有効性の研究等を行い、未病医学、未病薬学に関する啓発活動により健康社会の健全な発展に寄与することを</p>	<p>目的とする。また、自然環境の悪化は人々の健康を損なうという観点から、自然環境保全の為の活動を支援する。</p> <p>2 前項に付帯する一切の活動を含む。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人くるみクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 下嶋 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目三番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもから大人までラグビーフットボールをこよなく愛する人や、ラグビーフットボールに限らず広くスポーツを愛する人々に対し、地域における活動の場の提供や、その他支援のための事業並びにスポーツを通じたボランティア活動を行うことにより、東京都及び宮城県におけるスポーツの普及と振興に寄与すること</p>	<p>を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人神宮社護持会</p> <p>三 代表者の氏名 難波 英昭</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区新井二丁目六番十号 ナンパビル二F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の自然や伝統芸能文化を保護及び振興すると共に、主に伊勢神宮社を中心とした周辺地域のまちづくり施設の整備や普及を行い、また戦没者の遺骨収集活動等による追悼及び慰霊を行うことで戦没者や遺族の人権を擁護し、環境保全、文化振興、まちづくりの推進、人権の擁護及び平和な社会の実現を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア文化シェア協会</p> <p>三 代表者の氏名 孟 靖 MENG JING</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区西池袋一丁目四十三番三号 日精ビル六</p>
--	--	--

階D号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び外国人を対象に、着物
の着付け体験会と日本舞踊の講習会の開催を通じて、着
物と日本舞踊に対する理解を深めることで、日本文化の
振興に寄与することを目的とする。また、ダンススポー
ツの講習会の開催を通じて、ダンススポーツの技術に向
上させることで、スポーツの振興に寄与することを目的
とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東久留米スポーツクラブ

三 代表者の氏名

垣本 右近

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市本町一丁目三番二十号 ヤマサビル

四〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、サッカー・フットサルを中心としたスポ
ーツの力で、東久留米に関わるすべての人々が健康で充
実した生活を送り、東久留米に誇りをもち、老若男女関
わらずみんなが一体となり、東久留米をコミュニケーシ
ョンに溢れる地域とすることを目的とする。(以上原文
のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本おいも振興協会

三 代表者の氏名

谷島 明彦

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市柴崎町三丁目五番二十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、消費者に対して、イモ類の生産状況を反
映させた商品を広く紹介し、地域振興や観光資源の創造
などの諸活動にも関与する事業を行い、新たな食文化の
創造に寄与するとともに、農業生産意欲の向上と農業振
興を目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。
平成二十八年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市下保谷五丁目八百四
十番五及び同番六
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
十二番地四十

誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

清瀬市中清戸五丁目百二十三
番一の一部、同番一地先、同
番三、百九十六番、百九十七
番一
清瀬市中清戸五丁目百九十
九番地一
小寺登志子

番一並びに同番三及び同番六
の各一部並びに同番十二

東村山市青葉町一丁目二十八
番一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市入間町二丁目二十八番
二十及び同番二十一の各一部
新宿区西新宿三丁目十九番
二号
東日本電信電話株式会社
代表取締役 山村 雅之
目黒区下目黒六丁目十二番
二十五号
学校法人東京学園高等学校
理事長 河合 弘登

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十八年十一月三十日から四月以内に東京都
産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八
番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月三十日

一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
西武渋谷店

<p>二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか</p> <p>三 設置者名 松竹映画劇場株式会社ほか二名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区富ヶ谷二丁目八番一号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 株式会社そごう・西武</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 松本 隆</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 林 拓二</p> <p>八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社そごう・西武ほか一名</p> <p>九 変更前の小売業者の代表者名 松本 隆 (株式会社そごう・西武) ほか</p> <p>十 変更後の小売業者の代表者名 林 拓二 (株式会社そごう・西武) ほか</p> <p>十一 変更日 平成二十八年十月六日ほか</p> <p>十二 届出日 平成二十八年十一月十一日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十八年十一月三十日から平成二十九年三月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>ページ一段一行 誤正</p> <p>三二下 六一その社会的障壁一当該社会的障壁</p>	<p>正 誤</p> <p>○平成二十八年三月二十五日付東京都訓令第四号</p>
--	--	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。